

# 参考資料

(市民公益関連税制の概要)

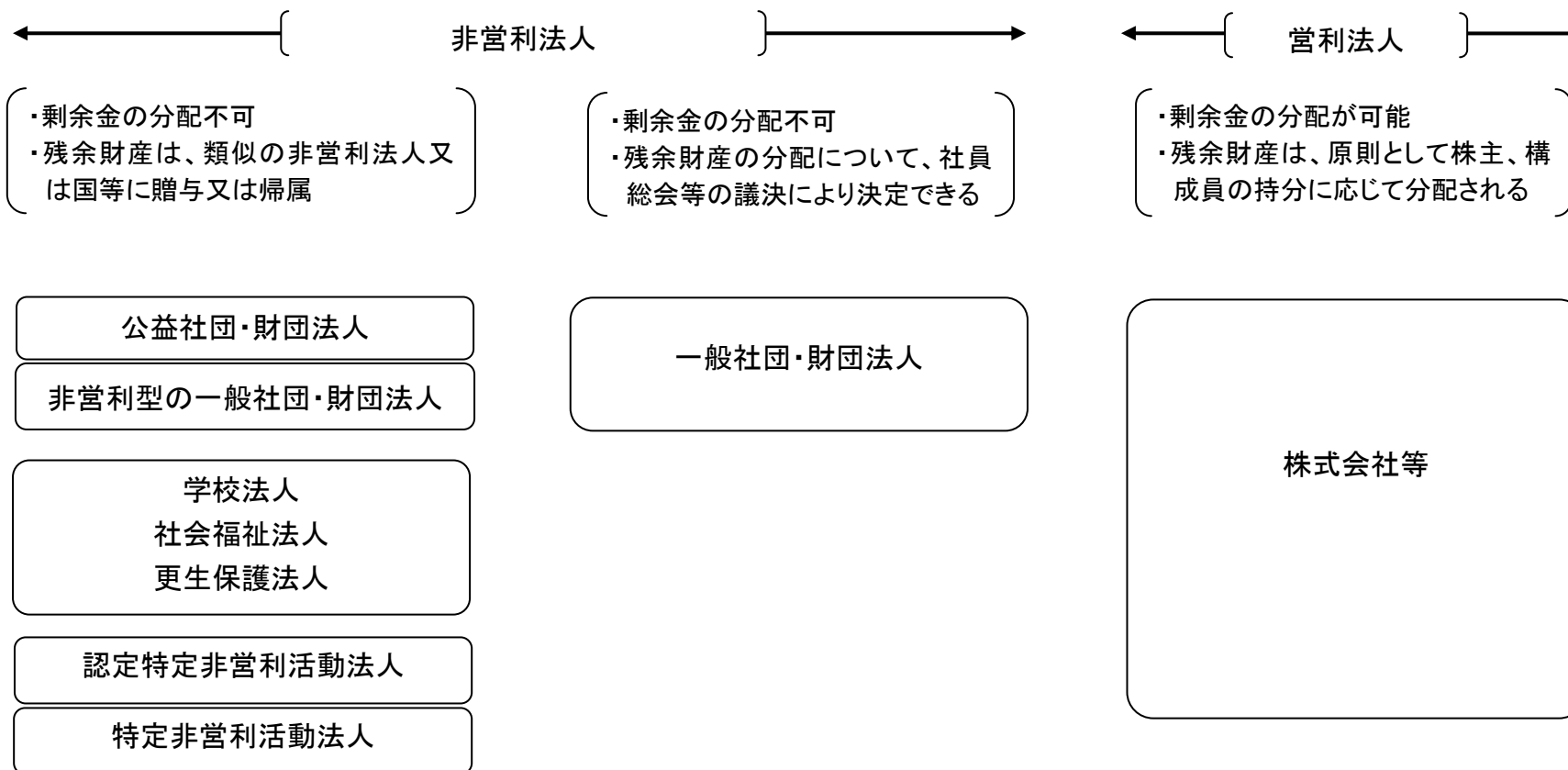
平成 22 年 12 月 1 日

(目 次)

- ・ 非営利法人に対する税制（国税） . . . . . 2
- ・ 公益法人などの主な課税（国税）の取扱い . . . . . 4
- ・ 寄附税制（国税）の概要 . . . . . 5
- ・ 認定NPO法人制度の概要 . . . . . 6
- ・ 個人住民税の寄附対象団体の拡大 . . . . . 7
- ・ 「ふるさと寄附金」を活用したNPO法人等への支援 . . . . . 8

# 非営利法人に対する税制（国税）（1）

○ 営利を目的としない(非営利)法人には、その事業の公益性の確保の度合に応じて、税制優遇が付与されている。



## 非営利法人に対する税制（国税）（2）

- 非営利法人に対する税制優遇としては、①法人自身の所得に対する負担軽減措置と、②寄附金優遇措置（当該法人に寄附を行った個人・法人に対する控除措置）がある。
- 上記の優遇措置は、各法人制度における非営利性や公益性の確保の度合いに応じて設けられている。

### ① 法人自身の所得に対する負担軽減措置

- 収益事業課税 営利法人と競合すると考えられる事業（収益事業）を行った場合のみ課税対象とする
- 所得計算上の軽減措置  
収益事業に属する財産を収益事業以外の事業のために支出した場合に、それを収益事業に係る寄附金の額とみなして、課税対象から除外する（いわゆる「みなし寄附金」の制度）
- 軽減税率 営利法人よりも低い税率を適用する
- 金融収益非課税 金融資産から得た収益に対して所得税（源泉徴収）を課さない

### ② 当該法人に対して寄附を行った者に係る措置

- 寄附金控除 当該法人に寄附をした者について、所得税の計算上、寄附に係る金額を所得から控除（法人の場合は寄附金額を損金算入）等

# 公益法人などの主な課税（国税）の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学校法人 更生保護法人 社会福祉法人	特例民法法人 宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定 特定非営利活動法人 (認定NPO法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人 (注1)	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び 公益財団法人の認定 等に関する法律	私立学校法 更生保護法 社会福祉法	旧民法第34条 宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法 (租税特別措置法)	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律 (法人税法)	一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律
課税対象	収益事業から生じ た所得にのみ課税 ただし、公益目的 事業に該当するも のは非課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	収益事業から生じ た所得にのみ課税	すべての所得に対 して課税
みなし寄附金 (注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額の うち公益目的事業の 実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり ※所得金額の20%			
法人税率	30% (所得年800万円 まで18%)	22% (所得年800万円 まで18%)	22% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (中小法人等は所 得年800万円まで 18%)
寄附者に 対する優遇 (注3)	あり	あり	あり (一部の法人)	あり	—	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人

(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入

(注3) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入できる

一般寄附金の損金算入限度額：(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/2

特別損金算入限度額：(資本金等の額の0.25%+所得金額の5%)×1/2

## 寄附税制（国税）の概要（現行）

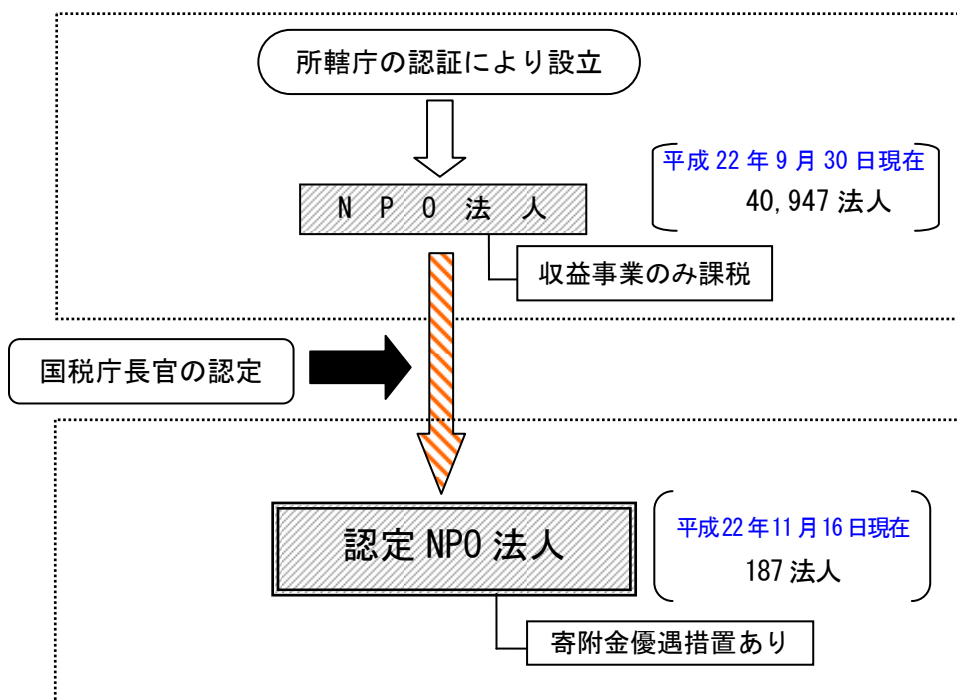
寄附金の区分  寄附をした者の扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金  〔 ＜例＞ ・公立高校 ・公立図書館 など 〕	指定寄附金  ○公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの  〔 ＜例＞ ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金  ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人 に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの	認定NPO法人 に対する寄附金  ○特定非営利活動を行う法人（NPO法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
所得税	「寄附金（※）－2千円」を所得から控除 ※総所得の40%相当額を限度			
法人税	全額損金算入		以下を限度として損金算入 [参考1] (資本金等の額の0.25%+所得金額の5%) × 1/2	
相続税	国、公益社団・財団法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

- [参考] 1 法人の支出する上記の寄附金（国・地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金を除く。）のうち当該限度額により損金算入されなかった部分については、上記以外の寄附金とあわせて〔(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%) × 1/2〕を限度として損金算入される。
- 2 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、NPO法人等に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

# 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものを「認定NPO法人」として、これらの法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金について、税制上の優遇措置を講ずるものである。

## [NPO法人（特定非営利活動促進法に基づくもの）]



(注) 認定有効期間は5年  
所轄庁：内閣総理大臣又は都道府県知事

## 認定NPO法人の認定基準（概要）

### 1 PST（パブリック・サポート・テスト）

$$\frac{\text{寄附金、助成金、国の補助金等}^{\text{注1}}、\text{会費}^{\text{注2}}}{\text{総収入金額（寄附金、国の補助金等、会費、事業収入等）}} \geq \frac{1}{5}$$

(注1) 法人の選択で、分母・分子に含めないことができる。

(注2) 寄附金の性質を有する会費及び一定の要件を満たす社員の会費

なお、小規模法人については、簡易な計算式を選択可能

### 2 非共益性

共益的活動割合が50%未満

### 3 事業内容の適正性

- ① 特定の者に特別の利益を与えない
- ② 特定非営利活動割合 ≥ 80%
- ③ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充てている

### 4 運営組織の適正性

役員等の親族割合 3分の1以下

### 5 情報公開

収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出寄附金に関する事項等の閲覧、寄附者の氏名等（役員等に限る）

## 認定NPO法人数の推移

(平成22年10月末日現在)

	13~17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
認定法人数	41	20	25	17	45	53	201
新規申請件数	102	55	44	37	86	35	359

※上記のうち、認定有効期間が終了等した法人があり、左図の認定数とは一致しない。

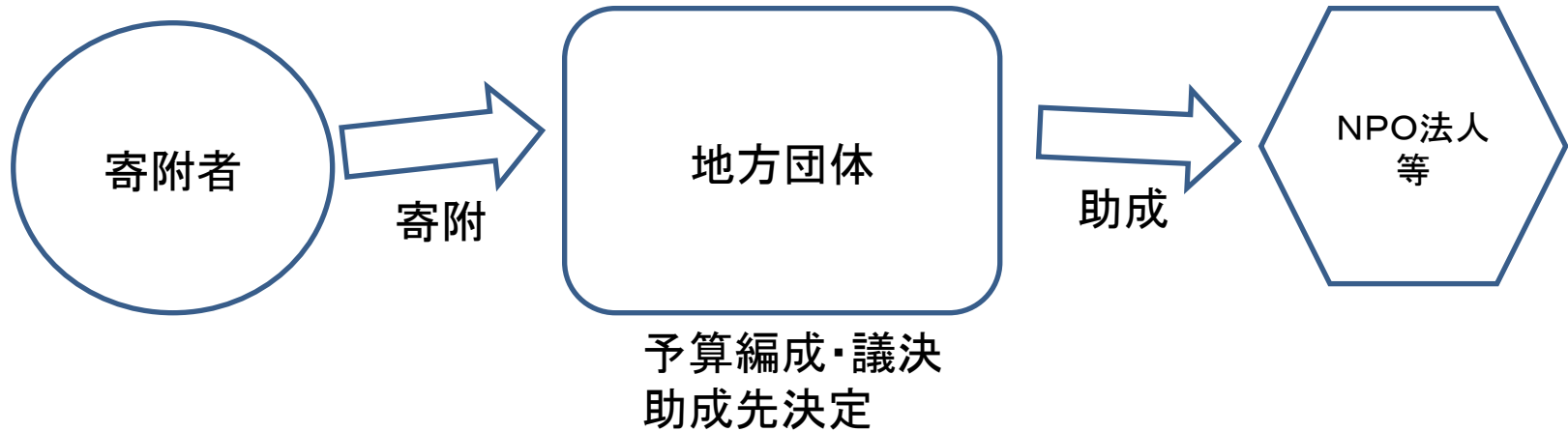
# 個人住民税の寄附対象団体の拡大

寄附金の区分		所得税	個人住民税
1 国に対する寄附金		○	×
2 地方団体に対する寄附金		○	○ [ ふるさと寄附金 ]
3 公益社団法人、公益財団法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして指定したもの		○	○(※)
4 特定公益増進法人に対する寄附金	① 独立行政法人	○	<p>都道府県・市区町村が 条例で指定すれば ○</p> <p>拡大対象 (現行×)</p>
	② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	○	
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	
	④ 公益社団法人・公益財団法人(旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等を含む(平成25年11月までの経過措置))	○	
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	
	⑥ 社会福祉法人	○	
	⑦ 更生保護法人	○	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(平成25年11月までの経過措置)		○	
7 対NPO法人に する寄附金	① 国税庁長官が認定したNPO法人	○	
	② ①以外のNPO法人のうち都道府県・市区町村が条例で指定したもの	×	○
	③ ①及び②以外のNPO法人	×	×
8 政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	×

(※) 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金



# 「ふるさと寄附金」を活用したNPO法人等への支援



- 個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、原則としてふるさと寄附金に該当し、個人住民税の税額控除の対象となる。
- ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合には返還義務の生じるもの(負担付き寄附)を除く。
- ふるさと寄附金に該当する場合、原則として適用下限額を超える全額が個人住民税と所得税から控除(軽減)される。

(参考)平成21年度 年収700万円の給与所得者(夫婦二人のモデル世帯)が地方団体に30,000円寄附した場合25,000円が控除される。

<p>適用下限額 5,000円</p> <p>〔所得税の適用下限額は H22以後2,000円に引下げ〕</p>	<p>個人住民税税額控除 22,500円</p>	<p>所得税 所得控除 2,500円</p>
---	------------------------------	--------------------------------